

令和8年度 豊田市立梅坪台中学校いじめ防止基本方針

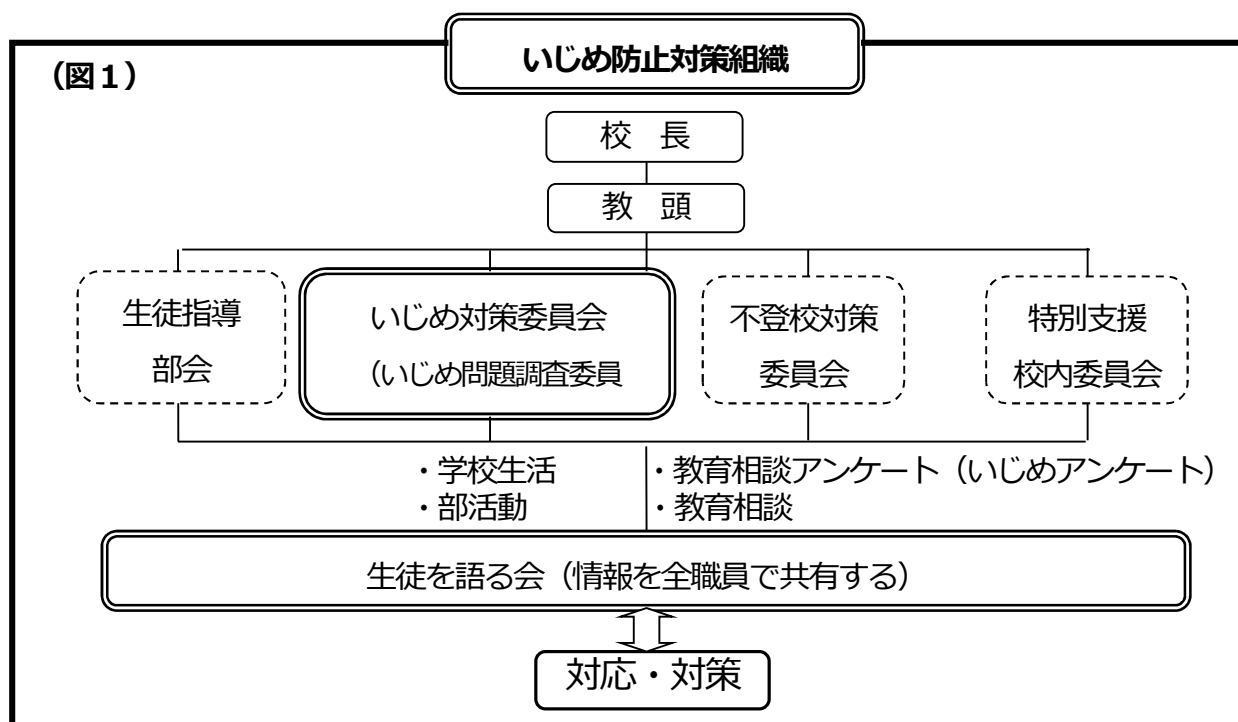
1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。これらの基本的な考えを基に、教職員一人ひとりがいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人ひとり人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織（図1）

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「生徒を語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・HyperQU を年2回実施する。実施後、生徒指導部を中心に各学年部で情報共有する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（いじめに関するアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談表」を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が疑われる場合直ちに、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談表」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | | |
|-----------------------------------|---------|---------------|-------|
| ○校長 | ○教頭 | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主事 | |
| ○学年主任 | ○養護教諭 | ○スクールカウンセラー | |
| ○スクールソーシャルワーカー等 | | | |
| ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える | | | |
| ○学校運営協議会委員 ○PTA代表者 等 | | | |

(3) 「生徒を語る会」の役割

- ・教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「生徒を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「生徒を語る会」を開催し、日常の生徒の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。(協働学習・対話トレーニング・SST・AST)
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
(HyperQU・学級力アンケート)
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育(権利学習プログラム)の充実を図り、総合的な学習における体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
(地域行事や地域活動の推進や心の健康教育の充実)
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
(情報モラル教室・各学年の道徳)
- オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 生徒自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 教育相談アンケート(いじめに関するアンケート)や教育相談を定期的(5月、9月、11月、2月の年4回)に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。(ノート、タブレット)
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 教職員間で情報共有する「生徒を語る会」を職員会議後に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- オ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡

を受けたものは、速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について生徒に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

エ いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解決の目安>

- ・いじめを受けた生徒が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた生徒の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの生徒や教職員から見て、現在いじめはないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 事案に対し「いじめ対応相談票」を適切に教育委員会へ提出するとともに、重大事態が疑われる場合は、状況を教育委員会に報告する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) HyperQU を実施し、生徒の実態に即して学級経営を見直すように努める。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT 研修）を年1回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○生徒、保護者へ相談室やSCの活用を周知 ○学級開き、学年開き	○生徒、保護者へいじめ相談窓口を周知 ○身体測定・内科検診	○「学校いじめ防止基本方針」ホームページ掲載 ○公開授業
5月	D	○現職教育①「生徒理解と学級づくり」 ○いじめ対策委員会の開催	○体育祭	○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	
6月			○職場体験学習（2年）		○部活動懇談会
7月			○自殺予防	○HyperQU	○個別懇談会
8月	C	○現職教育②（人権教育）	○OSC 講話		
9月		○いじめ対策委員会の開催		○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○公開授業
10月	A		○合唱コンクール		
11月	P		○思春期教室（3年）	○権利学習プログラム ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	
12月	D			○HyperQU	○個別懇談会
1月	C		○人権週間		
2月	A	○学校自己評価実施→検証 ○いじめ対策委員会の開催		○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	
3月			○卒業生を祝う会	○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	○学校自己評価の結果を検証
通年	Pへ	○校内のいじめに関する情報の共有（生徒を語る会） ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的開催（OJT）	○道徳教育、体験活動の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○SOSの出し方に関する教育の実施 ○命を大切にする授業の充実 ○権利学習プログラム	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活記録	○権利学習プログラム